

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 4 年度 第 1 回富士見市空家等対策協議会</p> <p style="text-align: center;">議事録</p>							
日 時	令和 4 年 1 0 月 1 9 日 (木)			開会	午前 1 0 時 0 0 分		
				閉会	午前 1 1 時 0 0 分		
場 所	富士見市役所 2 階 第 2 会議室						
出 席 者	委 員	星野市長	伊藤委員	小島委員	村田委員	横山委員	酒井委員
		○	○	○	○	○	欠
		新井委員	佐藤委員	上田委員	池田委員	吉原委員	/
		欠	○	○	○	欠	
事 務 局	森田建設部長 建築指導課 真中課長、高見副課長、清水						
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)						
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 富士見市空家等対策計画の取組について</p> <p>(2) 第 2 期富士見市空家等対策計画の策定について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>						
議 事 内 容							
<p>1 開会 真中建築指導課長による進行で開会</p> <p>2 会長あいさつ 令和 4 年度第 1 回協議会の開催に当たり星野市長があいさつを行った。</p>							

※ 事務局より出席者と欠席者、会議の成立の報告を行った。

3 議事

富士見市空家等対策協議会条例第6条第1項の規定に基づき、星野市長が議長となり、議事を進行した。

・(1) 富士見市空家等対策計画の取組について

事務局より富士見市空家等対策計画の取組について、資料1～資料4により説明を行った。

意見・質疑等

委員：評価はどのように行っているのか。

事務局：庁内の関係する課を通して確認を行い評価としている。

委員：資料3の空家の登録件数が出ているが、解決の数は出しているのか。

事務局：今回の資料では示していないが、除却の件数は年間20～30件程で現計画の期間中で合計100件程度と認識している。

委員：解決件数を入れた方が、取組に対する効果が見えるのではないか。次回から入れていただきたい。

委員：相続の際の相談で解決したという事例はあるのか。

事務局：相談があった場合は利活用相談につなげて不動産業者を紹介して、空家になることを未然に防ぐ事例はある。

委員：相続の際の相談のパーセンテージはどのくらいか。

事務局：パーセンテージ的にはそれほど多くないものと認識している。建物を今後使わない、空家になるという方からの相談を多く受けている。相談を受けた際はワンストップ利活用相談等を紹介させていただいている。

委員長：ワンストップ利活用を紹介する割合は

事務局：7～8割程度になると認識している。

委員長：資料4に空家バンクの登録件数とワンストップ利活用の相談実績が示されているので、参考にしていただきたい。

委員長：相続登記の申請義務化などの法改正について概要を伺いたい。

委員：令和6年度から義務化がスタートする。あまり広く伝わっていない印象がある。一定の期間内に申請がない場合、罰則などを適用する可能性がある。登記の考え方が抜本的に変わる。

委員：来年から相続土地国庫帰属制度が始まる。今後問い合わせが来る可能性があるのでは。ただ、基準や申請などの詳細は、まだ示されていない状況である。

委員：空家の活用の事例があるので紹介したい。相続があるという方がいると聞いていて、実際に伺い「買いたいです」とお願いをした。すると2週間後位に「売る意思がある」との連絡を受け購入に至った。外国人向けに安い賃貸で物件を貸している。相続があるという情報があったからこそ次の対処ができたものと思う。

・(2) 第2期富士見市空家等対策計画の策定について

事務局より富士見市空家等対策計画の取組について、資料5～資料8により説明を行った。

意見・質疑等

委員：資料7にある空家データベースの登録件数について、令和4年の661件から令和9年は750件と空家が増えることになっているが、この考え方は。

事務局：空家は増加を続けている状況である。過去5年間の増加率を踏まえ、上昇率を抑えることで設定した数値である。

委員：空家は空家として存続させていくものなのか。持ち主がいたとしても空家の位置づけになるのか。

事務局：使用がなければ空家という位置づけになる。所有者が分かればワンストップ利活用相談や空家解体の補助制度などにつながるよう促し、次の方につながるように努めている。

委員：空家解決に関する期間の目標設定はできないか。

事務局：期間については、例えば相続であれば長いスパンが必要となる。また一件ごとにケースが異なるので、目標を設定することは難しい。

委員：相続が関係するものでは2～3年かかるケースがある。例えば親が認知症になってしまった場合など、相続が発生するまで管理しなければならないことなどがある。長期化することは止むを得ないのでは。後見人制度や事前対応の制度もあるが、難しい面もある。

委員長：補助金など今ある制度について見直すべきか、新たな政策的誘導により解決つながるようなことを含め、アイデアをいただけないか。

委員：空家の除却について、アスベストの対応との関連が課題となっている。アスベストの調査費等に関する補助をした方が良いのではというようなことは言われている。

委員：この9月に埼玉県空き家コーディネーターが新たに開設された。どこに問合せたらいいのか、自分は何からやればいいのか分からないなどのご相談を受け、順序立てをし、コーディネートしていくことがメインである。相続関係のことなどハードルを下げて対応することになっている。

4 その他

事務局より市内空家のDランク空家の対応状況について説明を行った。

意見・質疑等

委員：納税通知書の通知の中に空家対策に関する案内を入れて送っているとのことだが、私共への問合せも6～7月に受けることが多い。有効な手段だと思う。親族と話し合ったりとかするきっかけになるのでは。

委員：木が伸びて隣地に入っている場合の対応は。

事務局：所有者で対応いただくのが基本となる。所有者自身で行うことができない場合はシルバー人材センターを紹介している。また、道路に枝が出て、通行に支障がでるなど著しい場合など、止むを得ない場合は、市で対応している。

委員：止むを得ない場合は消防も対応している。

委員：来年4月から民法が改正され、一定の条件を満たせば枝をきるができるようになる。

事務局：越境している枝を切るができるようになる。

事務局：法改正を含めて周知を図っていきたい。

5 閉会

